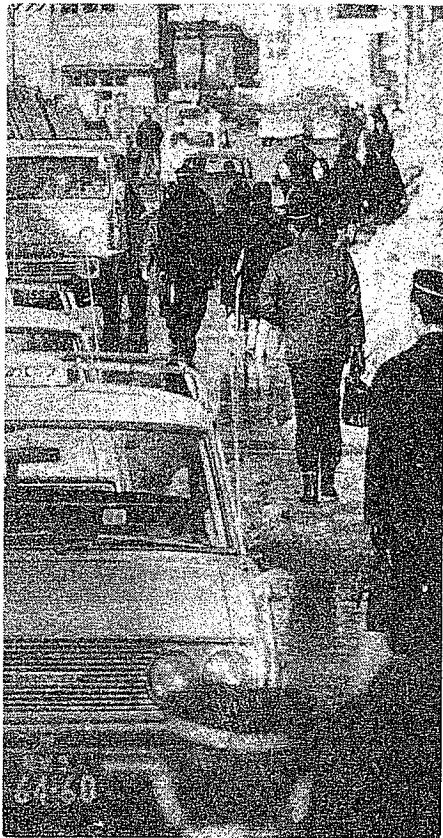


市政だより

No.290-1969 (定価5円)
毎月2回・1日、15日発行
昭和26年7月6日第三種郵便物認可
発行所・会津若松市役所
発行人・松本善夫
編集・総務部市長公室広報係

2月15日から受付開始

昨年4月1日から発足した「会津若松市民交通災害共済組合」は、まもなく2年目になります。この制度のねらいは、激増している交通災害に対処するために設けられたもので、市民ひとりひとりが会費を出しあい、不幸にして事故にあわれた方を助けあっているというものです。会費はことしから年間330円(大人分。昨年は365円)と安くなり、利用しやすくなりました。2月15日から加入の申し込みを受け付けますので、ご家族そろってご加入ください。



道路は人と車でいっぱい
事故はいつあなたの身に……

市民交通災害共済

ことしもご加入ください

交通事故とは……

この共済制度の交通事故とは、自動車、原動機付自転車、自転車、荷車、牛馬車、トロリーバスなどの車両によって国内で発生した人身事故をいいます。

◇共済期間は

毎年、四月一日から翌年三月三十一日までの一年間その間、いつでも入会できます。

◇市民ならだれでも会員に
会津若松市に住民登録をしている方、または外国人登録をしている方なら、どなたでも会員になります。

◇共済会費は年三百三十円

会員一人につき年額三百三十円。ただし中学生以下の児童は年額二百八十円。年の途中で加入された場合も会費は同額で、また会費の分割納入制はとっておりません。

◇弔慰金は五十万円

ケガには見舞金

▽死亡の場合五十万円、
▽六カ月以上の傷害の場合十万円、▽三カ月以上五万円、▽一週間以上五万円、▽一週間未満二千円(いずれも年令に区別はありません)

慰金、見舞金の請求は

会員で万一交通事故にあわれたら、次の書類を添え印鑑を持参して、市役所市民相談係に請求してください。

①会員証兼領収証②共済弔慰金・見舞金請求書兼領収証(市民相談係にありませ)

③交通事故証明書(警察署で証明してください)

④医師の診断書

◇加入受付はいつでも
加入の申し込みには、次の方法があります。

①市の担当員が二月十五日から三月三十一日まで、各家庭にうかがって

現会員、新規会員のおために回りますので、その際お申し込みください。

なお、市役所に直接お問い合わせの方は、市民相談係に申し込み書と会費を添えてお申し込みください。

(いつでも受付ます)

②支所、連絡所管内の方は、各部落区長を通じて申し込み書と会費を添えてお申し込みください。または支所、連絡所でもけっこうです。(いつでも受付ます)

◇希望により説明会を開催
ご承知のようにこの共済制度は、市民大多数の方にご参加いただきませんと、せっかくの本制度実施の趣旨にそえませんし、その運営も円滑にいかないこととなります。

この市民交通災害制度の趣旨をよくご理解の上、多数ご入会くださるようお願いいたします。

係では、ご町内からの希望があれば、説明会を開きますので、市民相談係へご連絡ください。

みんな注意を……

運転者のみなさんへ
降雪期もようやく峠を越し雪どけ期に入りました。ぬかる道、水たまり道を通行するときは徐行し、泥土汚水などを飛散しないように注意しましょう。

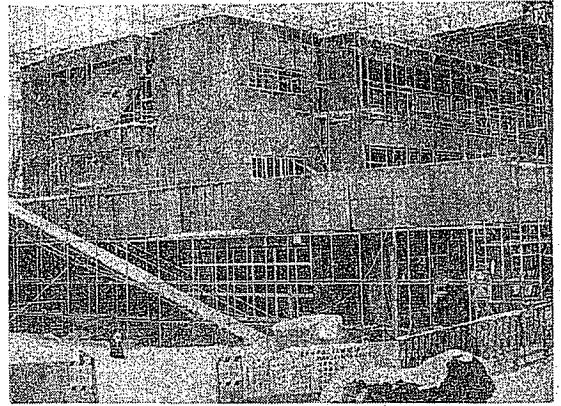
歩行者のみなさんへ
泥土、汚水などの飛散の被害を受けたときは、その自動車の番号とその時の状況を直ちに警察署へ通報しましょう。

事故にあったら……

□交通事故にあったら、必ずすぐ警察署へ届け出てください。
□相手が自動車なら、ナンバー、運転免許証番号、できるなら、自動車損害賠償保険の番号などを相手の住所、氏名を聞いておくこと。
□医師の診断を受けておくこと。
□交通事故相談所をご利用ください。市役所市民相談係で取り扱います。

急ピッチ図書館建設

全工程の65%進む



外・内装工事を残すだけの図書館建設

市民待望の会津図書館新築工事は、城東町母子寮跡の建設現場で雪の中急ピッチで行なわれています。

この新築される図書館は鉄筋コンクリート造り地下一階、地上三階、一部四階で敷地面積二千六百三十八・三六平方メートル。書庫は、積層式で十二万五千冊の本を所蔵できます。

内部は、各閲覧室のほか郷土資料室、特許公報室、視聴覚室、自動車文庫、大会議室、プログラム学習室などが設けられ、また、県立図書館会津若松分館も併設されます。そのほか新しい設備としては、本の切り抜きを防止するコピー装

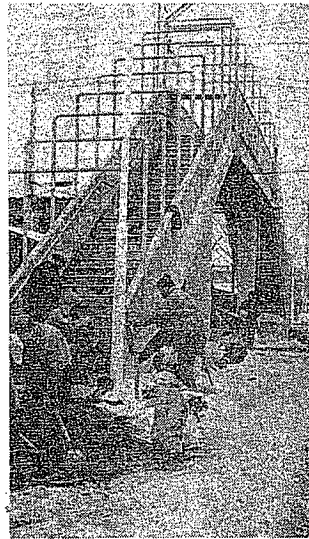
置と古文書などの保管と資料提供のためのマイクロフィルム装置が完備されます。これらの設備をそろえた図書館は全国でもめずらしいものです。

現在は本体のコンクリート打ちこみ作業が完了し、窓にアルミ・サッシュの取り付けが行なわれ、内部造作にも作業が進んでいます。残すところ外装、内装の工事が待っているだけで全工程の約六十五パーセントが完了しました。

この会津図書館が今春、新築落成すれば、全会津の貴重な情報センターとして果す役割は大きいことでしょう。

「雪に強い」歩道橋

県内初 市内におめみえ



まもなく完成する栄町歩道橋

雪が降っても積もらない歩道橋が近く市内におめみえします。

この歩道橋は、若松土木

事務所が昨年末から工事を進めていたもので、栄町四丁目通りの市内でも交通量の多い国道百二十一号線の

ただ今五カ所

踏切改良工事中

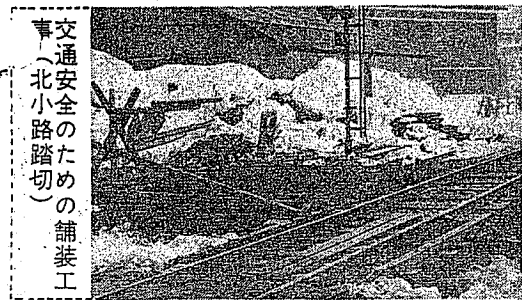
いま、市内の五カ所の踏切では、踏切をはき前後約三メートルをコンクリートで舗装し安全な踏切にしようとする改良工事が行なわれています。

この改良工事は、踏切前後の道路がデコボコで運転しにくくまた昨年各地で踏切での列車と車輦の衝突事故などがあいついで起ったのにもなっており、県と仙台鉄道管理局とで、実態調査の結果、とくに交通量が多く、危険性のあるものに対して、構造改良が必要であるという

ことでの工事に入ったものです。

工事をすすめる踏切は、広田・会津若松駅構内の新城踏切七日町・西若松間の北小路踏切と西若松間の井高町街道踏切、町北町内の藤室街道踏切の五カ所となっています。

北小路踏切は二月五日から、また、新城踏切は二月十日から二月末まで工事が行なわれます。その他の踏切は三月初旬から工事が行なわれる予定です。



交通安全のための舗装工事(北小路踏切)

東・西栄町をまたぐ「栄町歩道橋」。一見普通の歩道橋と変わりませんが、階段や橋げたの平たんな部分の内部にヒーターが埋め込まれていて、このヒーターが自動的にスイッチが入り歩道橋全体を暖めて雪を消す仕組みです。

栄町歩道橋は、全長約三十四メートル、幅一・五メートルで総工費七百二十万円、完成予定は三月二十五日。

この歩道橋は県内でははじめてで、東北地方でも三番目の工事です。歩行者の交通安全保護に大いに役に立つこの栄町歩道橋は市民のみならずからも期待されているわけです。

よくお確かめください

農業委員会委員選挙人名簿の縦覧

昭和44年1月1日現在調製の農業委員会委員選挙人名簿を次により縦覧します。登録もれがないかお確かめください。

- 縦覧期間 2月23日から3月9日まで(15日間)
 - 縦覧場所 選挙管理委員会事務局・支所・連絡所
- ことしは、農業委員の選挙が7月に行なわれる予定です。名簿に登録されていないと投票できません。

23日に冬季市民体育祭

- 2月23日午前9時から
- バスケット(会工体育館)
- 卓球(会女体育館)
- 柔道(若商柔道場)
- 剣道(武徳殿)

止されまので十分ご注意ください。歩行者や自転車は、通行はできませんが、国鉄会津若松保線区の標示により通行してください。踏切ご利用の方々には大へんご不便をおかけしますがご協力をお願いします。



たき火の不意から出火した1月31日の山鹿町の昼火事

43年火災状況 3,213万円が灰に

昭和43年、本市に発生した火災は80件で3,213万円が灰になりました。県下の各市と比較しますと、発生率は高いというありがたくない記録です。

しかし不幸中の幸いは、いずれも大火にならず、発生率の割には損害額が少ないことです。これは市民のみなさんのいち早い通報と、初期消火の効果といえます。

しかし大火にならないとは誰も保証できません。市民一人一人の火に対する注意が、無火災都市会津若松市を実現する鍵といえます。

多かった放火

出火原因

昭和四十三年に発生した八十件の火災のうち、住家非住家の別なく全焼したのは八件です。残り七十二件は半焼、部分焼(ボヤなど)、その他(車両など)となっています。大部分は大事に至らずに消しとめていますが、しかし発生件数が多いことは、まだまだ火に対する不注意の多いことを物語っています。

原因別では、放火十四件、石油風呂釜十三件、タバコ九件、こどもの火遊び五件、煙突五件、電気器具五件などとなっています。

放火は例年二、六件位でしたが、四十三年は七月中に発生した連続放火で、大巾に増加しました。

第二位を占める石油風呂釜は、取扱い不良による異常燃焼です。販売業者においては、利用者正しい取扱方法徹底させるとともに、利用者も毎日自分の家で使用する器具については、正しい使用方法を理解することは最低のことといえます。

タバコの不始末、こどもの火遊びも火災の大きな原因となっています。タバコは灰皿のある場所、マッチ類はこどもの手のとどかない所に……などは機会あるたびにいわれています。

しかしなかなか実行されていません。これらのことは大人のチェックした注意で防げるものばかりです。

こどもの火遊びが大半を占める

損害

昭和四十三年、本市では火災によって一人がなくなり、三人がけがをしました。また損害額総計は三千二百三十三万四千五百五十九円が焼け出されました。百万円以上の損害を出した火災は七件で、合計二千八百九十五万四千五百五十九円は残り七十三件の損害です。

百万円以上の損害を出した七件の火災原因を見ますと、こどもの火遊び二件、タバコの不始末二件、豆炭コタツ一件、調査中二件となつています。また、こどもの火遊び、タバコの不始末による火災の損害額は千六百八十七万四千五百五十九円、損害額総計の半分を占めています。くれぐれも注意したいものです。

多い交通事故の

出動

救急活動

昭和四十三年の救急車の出動回数は五百五十四回で、そのうち交通事故が二百六

十一回で一番多くなっています。次いで急病百四十六回、二般負傷八十回、労働災害二十六回などとなっています。

昭和四十二年と比べてみますと、全体の出動回数は八回多くなっているだけで、交通事故は二十九回も多く出動しています。反面急病は十六回も出動が少なくなりました。これは、救急業務の趣旨、すなわち災害や公衆の出入する場所

で起きた事故、または政令で定める場合の災害による事故などの傷病者を、医療機関などに緊急に搬送するという趣旨が、理解されたためと考えられます。救急車は便利だからといって、どんな場合でも出動を要請されたら、本当に緊急を要する事故発生の場合、出動が遅れて困ります。この点市民のみなさんのご協力をお願いいたします。

以上昭和四十三年の本市に於ける火災状況を見てきましたが、市民一人一人の注意が、火事を追放することになるのです。

お忘れなく!

所得税の確定申告

所得税の総決算といえる確定申告と納税は、二月十六日から三月十五日までです。この確定申告は、昨年一年間の所得と税額を自分自身で計算し、すでに納税済みの分と比べ過不足を精算するためのものです。

地方税の個人事業税、住民税の申告期間も三月十五日までですが、所得税の確定申告をした人は事業税、住民税の申告はいりません。

なお、確定申告をする人のため税務署では署内に相談所を設けて相談することにしています。ご利用ください。

財産をもらったとき
贈与税は、昨年一年間に土地や家屋、現金や預金、株式など、原則として合計四十万円をこえる財産をもらった人にかかる税金です。

ところで、財産の贈与はおもに親と子や、夫と妻の間などのように親族の間で行なわれることが多いので財産の贈与を受けても贈与税がかかることを知らなかったり、うっかり申告を忘れていたという場合が見受けられます。贈与税の申告と納税は三月十五日まで。

**全国いっせい
春の火災予防運動**
2月28日から3月31日まで
みんなの努力と注意で
無火災都市会津若松市
を築きましょう。

し尿汲み取り日程

3月1日から変更

昨年8月から、し尿の月1回片押し計画汲み取りを実施しましたが、これまでの汲み取りには無理がありましたので、計画を変更して、計画になかった特別清掃地域やその他の地域も計画に入れ、3月1日から実施になります。汲み取り日は、今までの曜日指定でなく、その月の初めからにするなど、市民サービスの向上とこの制度の運営をスムーズに進めるため、合理的な改善をはかるものです。

汲み取り日程について

今までの曜日指定には月の初めに空白が多く、毎月の日程にズレが出ていたため、これを改めて、その月の第1日目から日程表にしたがって汲み取るようになります。(ただし日曜、祭日は翌日にくり下がります。たとえば20日目までの間に日曜・祭日が3日ある場合は、23日目が汲み取り日です。)

なお、計画どおりに汲み取りができますよう、家庭の都合で留守になる場合には、お隣りにでも頼んでおいて、不在の場合にも汲み取りができるよう、ご協力願います。

これまでの日程との関係

月1回片押しに汲み取る各町内別の順序は、これまでどほぼ同じです。日程に無理がないよう、またこれまでよりいくらか計画区域が増えることなどから、汲み取りが確実にできるよう、4日間だけ全体として日延べになります。

汲み取り料金の集金
これまでどおり、水道料金と合わせて、汲み取り後3日目頃、できる限り昼間集金にお伺いします。不在の場合は近所に頼んでおかれるなど、集金にご協力ください。

し尿汲み取り日程表

会津清掃収集区域		第一清掃収集区域		若松清掃収集区域	
汲取日	町名(街区)	汲取日	町名(街区)	汲取日	町名(街区)
1日目	南花畑(全部) 錦町(全部)	1日目	南町(全部)、城南町(2.3.4)	1日目	石堂町(全部)
2日目	米代二丁目(全部)、米代一丁目(2.3.4.6)	2日目	城南町(1)、追手町(全部)	2日目	金川町(全部)、西七日町(5.6.7.8.9.10.11.12.13.14)
3日目	米代一丁目(1.5) 山鹿町(全部)	3日目	東栄町(1.2.7.8.9)	3日目	藤室南、湯川東
4日目	西栄町(全部)	4日目	東栄町(3.4.5.6.10.11) 栄町(1.6)	4日目	西七日町(1.2.3.4)、七日町(3.4.5)
5日目	中町(全部)	5日目	栄町(2.3.4.5.7.8)	5日目	七日町(1.2.6.7.8)
6日目	日新町(1.2.3.4)	6日目	宮町(1.2.3.4.5.6.7)	6日目	七日町(9.10.11.12.13.14)
7日目	日新町(5.6.7.8.9)	7日目	宮町(8.9.10)、徒之町(全部)	7日目	城北町(全部)
8日目	日新町(10.11.12.13)	8日目	上町(1.2.3.4.7.8.9)	8日目	大町一丁目(全部)
9日目	日新町(14.15.16.17)	9日目	上町(5.6)、行仁町(4.5.6.13)	9日目	大町二丁目(全部)
10日目	八日町(全部)、柳橋本 神指黒川、湯川東、東城戸	10日目	行仁町(1.2.3.7.8.9.10)	9日目	大町三丁目、大町四丁目、大町五丁目、大町六丁目、大町七丁目、大町八丁目、大町九丁目、大町十丁目、大町十一丁目、大町十二丁目、大町十三丁目、大町十四丁目、大町十五丁目、大町十六丁目、大町十七丁目、大町十八丁目、大町十九丁目、大町二十丁目
11日目	本町(全部)	11日目	行仁町(11.12) 千石町(1.5.6.7.8.9)	10日目	馬場下一之町、馬場下二之町、馬場下三之町、馬場下四之町、馬場一之町、馬場二之町、馬場三之町、馬場四之町
12日目	新横町(全部) 湯川町(8.9)	12日目	千石町(2.3.4) 南千石町(全部)	10日目	馬場下五之町、大町名子屋町、馬場名子屋町(一部)、石堂字当麻東、石堂字上坂之下(一部)
13日目	湯川町(1.2.3.4.5.6.7)	13日目	花春町(全部)	11日目	馬場名子屋町(一部)、石堂字上坂之下(一部)、石堂字馬場道東、石堂字馬場下、上蚕養字石仏、上蚕養字石堂境、上蚕養字柿ノ木、上蚕養字町後
14日目	緑町(全部)	14日目	天寧寺町(全部) 東山町(天寧、慶山)	12日目	馬場町(全部)
15日目	川原町(全部)	15日目	宝町(全部) 東山町(院内)	13日目	馬場本町(全部) 昭和町(全部)
16日目	城西町(全部) 御旗町(3)	16日目	東山町(湯本)	14日目	相生町(全部)
17日目	御旗町(1.2.4.5)	17日目	城前(全部)	15日目	旭町(全部)
18日目	御旗町(6.7.8.9.10)	18日目	城東町(1.2.3.4.5.6.7.8.9.10)	一箕町中村	
19日目	住吉町(全部)、材木町一丁目(9.10)	19日目	城東町(11.12.13.14.15.16)		
20日目	材木町一丁目(1.2.3.4.5.6.7.8)	20日目	花見ヶ丘(全部)		
21日目	材木町二丁目(全部)	21日目	年貢町(一部)、南町、堅町、門田年貢(一部)		
22日目	幕の内、日吉、飯寺、大川町、柳土手、柳原、門田日吉	22日目	中野、館脇、漆器団地、小金井団地、表町(全部)、芦の牧(一部)		

くみ取りについて
電話の問い合わせは

- 市役所清掃課
3-1111(代表)
内線235・236
- 会津清掃株式会社
2-0269
- 第一清掃株式会社
2-2837
- 若松清掃株式会社
2-2524

お知らせ



被保険者は五万六十一人

国保財政のあらまし

みなさんとともに育ってきた国民健康保険は、ことし三月で満十一歳を迎えようとしています。そこで国保財政をじっくり見つめ將來への心がまえをあらたにしたいと思えます。

いるわけですが、ところがこの資金には限りがありますので、医療費がちょっと増えたと国民健康保険の財政が苦しくなり

国民健康保険とはみなさんご承知のとおり、病気やケガでお医者さんにかかった場合治療代の七割を市が負担する仕組みになっています。その運営資金としてみなさん方に保険税を納めていただき、国も負担して

そこで本市の昭和四十二年度決算による保険税と医療費との比較をみてみますと、▽世帯数 一万三千三百八十八世帯 ▽被保険者数 五万六十一人 ▽保険料 一億六千九百五十三万九千円 ▽医療費市負担分 三億八千九百三十七万一千円

▽一世帯当り医療費 四万二千七百七十九円 ▽被保険者一人当り医療費 一万一千二百二十二円 ▽一人当りの国民健康保険税額 三千二百五十円。以上のような数字が出ています。本市の被保険者のみなさん方は年一人平均四、〇九回病・医院を訪れ、一人当り一万一千二百二十二円、一世帯当り四万二千七百七十九円、一人当り市負担分七千七百七十七円と多額のお金を要しています。

28日まで受付ます

児童館の委託児童募集

会津若松市の第一児童館（城前七二二〇、電話二一六三五）、第二児童館（材木町二丁目七九八、電話二一三七九四）第三児童館（行仁町五三二、電話二一九〇〇六）では、昭和四十四年度の委託児童を募集します。委託料は無料です。

▽該当者 ①両親が昼間仕事で留守の家庭や病気の

上手に医者にかかると

そこで被保険者のみなさんはぜひ、次のことがらを心がけてください。①病気が早く見つけ、早く治療するように。②選んだ医者にほれること（治療効果の見えないうちに思いつきで医者を転々と変えないこと）③家庭医を作ること。かかりつけのお医者さんをつくり常に家庭の健康管理をすること。むずかしい病気の場台、家庭医を通し専門医

私に名前をつけて!

＝広報紙の名称募集＝

毎月2回、みなさんのお手もとに届いている、会津若松市の広報紙の名称は「会津若松市政だより」ですが、市役所では、この広報紙を、もっと親しみやすいものとするため、市民のみなさんから、新しい広報紙の名称を募集します。ユニークな名前をふるって応募してください。

□募集要領 ①本市在住者に限る。②郵便はがきを用い、1枚に1点、名称を記入のこと。③住所、氏名、年令、職業を必ず記入のこと。④小中学生は学校名を記入すること。⑤締め切りは3月12日。

□送り先 会津若松市役所市長公室広報係

□賞 入選1点5千円、佳作3点各1千円

□審査員 会津ペンクラブ会長鈴木満・会津文化協会会長星野正三・NHK若松放送局長鶴田一郎・会津若松市教育委員長釜岸慶次郎・会津若松市役所市長公室長松本善夫

□審査日 3月15日

□入選発表 広報紙4月1日号

□著作権は、会津若松市役所市長公室に帰属するものとする。

県立医大でガンの外来診療

福島県立医科大学附属病院では、ガン診療部外来診療を開始しました。ガンの疑いのある方などの診療をお待ちしています。

なお、診療受付は予約制となっておりますので受診希望者は、診察申込票により申し込んでください。診察申込票は会津若松保健所にあります。電話なりお手紙でお問い合わせください。



家庭の健康

受けて安心 結核検診

を紹介してもらおうというのが望ましい診療のうけ方です。④健康診断は必ずうけましょう。早期発見が何よりも病気を治すキメ手です。⑤慢性で医者にかからないように。漫然と通院するのではなく積極的に立ち向う意欲がほしいものです。⑥家庭薬の常備をなど常に予防医学の知識を養うことも必要です。

25日は(最後の)3つの納期です

2月25日は、国民年金保険料第4期分、固定資産税第4期分、国民健康保険税第8期分の納期です。43年度最後の納期ですから、お忘れなく納入してください。

公益質屋のご利用を

- ◇貸付限度額 1口1万円以内
1世帯3万円以内
- ◇貸付期限 4ヶ月
- ◇利息 月3分

ただし質物を対象とします。

市営公益質屋は市民会館うらにあります。TEL. 2-2735



入学前のしつけなど

父兄懇談会を開きます

市教育委員会事務局では次の日程により新入学児童父兄懇談会を開き、ご入学までのいろいろな準備についての話し合いを各学校で行ないます。ぜひ、ご出席くださいますようお願いいたします。

◇内容 ①入学前のしつけや心得について ②諸準備

学用品、服装、通学服などについて ③入学式について ④その他。

◇日程 △日新小、二月十九日△城北小 二月二十四日△謹教小 三月五日△鶴城小 三月五日△城西小 三月十日

時間は各学校とも午後一時半からです。

計量モニターを募集

市商工課では、計量モニターを募集します。市内一般家庭の主婦でモニター実施に熱意のある方に限ります。任期中に購入した商品(食料品)を、はかりを使用してその量を検査し所定

の用紙に記入して提出していただくだけです。

▽受付 二月十五日から二十三日まで

▽申込方法 口頭又はハガキで市商工課まで

▽モニター期間 三月一日から三十一日までの一か月間

▽募集人員 および家族構成

民謡講座 = 東山分館で =

東山分館では11月からみなさんのための昭和43年度成人民謡講座を行なっております。誘い合せの上どうぞお気軽においでください

期日 2月22日(土)・3月15日(土)

時間 午後6時30分～9時

会場 市公民館東山分館

個人事業税の申告は

三月十五日までに

物品販売業、製造業、請負業、料飲業、仲立業、理容、美容業、クリーニング業、諸芸教授、大工、左官板金、漆器製造・販売……などの事業を営まれる方で昭和四十三年一月一日から十二月三十一日までの間に所得税が二十七万円以上ある場合は、必ず個人事業税

成二十人、四人以上の家族の方
▽使用するはかりは、お貸しします。

ご覧ください 固定資産課税台帳

市税政課では、こどもも次のように固定資産課税台帳(土地、家屋、償却資産)の縦覧を行ないます。

▽期間 三月一日から二十日まで

▽場所 市役所税政課、および大戸、湊支所(各連絡所管内は税政課で縦覧してください。)

▽時間 毎日午前八時半午後五時まで(日曜日は休みます。)

くわしくは市税政課にお問い合わせください。

の申告をしてください。

この申告をしませんと、事業専従者控除などの諸控除が受けられませんので、税金が高くなる場合があります。

くわしくは、県北会津事務所課税課(電話二一三七五〇)におたずねください

入札参加指名願いの提出を

昭和44年度に市が発注する建設工事、工事用資材、財政課用度係の物品購入および、水道部の物品購入、建設工事について入札参加希望の方は、下記の要領で入札参加指名願いを提出してください。

建設工事関係

提出期限 3月15日

- 提出書類および部数、県統一様式に準ずる。(建設業協会にあります)1部
- 添付書類 (1)登録証明書、(2)登記簿謄本(3)営業の概要表①営業の沿革②営業所一覧表③2年間の工事施工全額④工事経歴書⑤使用人数⑥技術者経歴書 4)納税証明書(42年度分、43年度前分期) ①事業税②固定資産税③市民税 5)主要取引金融機関
- 提出先 市建設部都市計画課

工事資材関係

提出期限 3月15日

- 申請書および部数 申請用紙は市都市計画課にあります。1部
- 添付書類 (1)営業証明書(税政課で交付)、法人については登記簿抄本(2)身分証明書(市民課で交付) (3)納税証明書(42年度分、43年度前分期) ①事業税②固定資産税③市民税(4)営業の概要表①営業の沿革②営業所一覧表③製造(販売)年間平均実績高④経営規模⑤経営状況(5)主要取引金融機関
- 提出先 市建設部都市計画課

物品購入関係

提出期限 3月15日

- 手続方法 備え付け用紙により必要な書類を添えてご提出ください。
- 参加資格 (1)申請期日前2カ年以上継続業者であること。(2)諸税の完納者であること。(3)その他の資格要件(経歴、実績、身元などその他に関し審査)を具備している者であること。
- 参考審査の適否により不適合者として取り扱われる場合もありますからご了承ください。
- 提出先 市財政課用度係

水道部物品購入建設工事関係

提出期限 3月31日

- 提出書類 建設工事関係は市都市計画課と同じ。物品購入関係は市財政課と同じです。
 - あて先 水道事業管理者
 - 提出先 水道部業務課
- 手続きその他くわしくは水道部業務課庶務係、都市計画課、財政課用度係にそれぞれお問い合わせください。